

衆議院厚生労働委員会国土交通委員会連合審査会ニュース

【第211回国会】令和5年4月26日（水）、第1回の連合審査会が開かれました。

- 1 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第45号）
- ・加藤厚生労働大臣、斉藤国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。
- （質疑者）吉田久美子君（公明）、小宮山泰子君（立憲）、馬場雄基君（立憲）、一谷勇一郎君（維新）、田中健君（国民）、高橋千鶴子君（共産）、福島伸享君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

吉田久美子君（公明）

- （1） 食品衛生行政の移管関係
- ア 食品衛生基準行政を消費者庁に移管する利点
 - イ 食品衛生監視行政を引き続き厚生労働省の所管とする意味
 - ウ いわゆる「健康食品」による健康被害を防ぐための厚生労働省及び消費者庁の役割
- （2） 水道整備・管理行政の移管関係
- ア 国土交通省が上下水道を所管する利点
 - イ 水道事業の基盤強化に向けて国として支援する必要性
 - ウ 水循環施策に關係省庁が一体となって取り組む必要性

小宮山泰子君（立憲）

- （1） 国土交通省元事務次官等による民間企業に対する人事介入問題について国民の疑念に答え本問題に決着をつける観点から同省OBに対するものを含めて積極的に調査を行う必要性に対する国土交通大臣の見解
- （2） 所管の一元化に伴い削減の圧力が高まる懸念のある上下水道関係予算の確保に取り組む国土交通大臣の決意
- （3） 水道事業の民間への外部委託により生じた問題点、課題等の厚生労働省における検証状況
- （4） 水道事業を国土交通省に移管するに当たり厚生労働省から申し送りすべき課題
- （5） 水道水の需要の現状と人口減少に伴う将来の見込み
- （6） 新型コロナウイルス感染症の拡大と水道行政の移管との相関に対する厚生労働大臣の見解
- （7） 水道料金の滞納による年間の供給停止件数
- （8） 公共事業であることの意味を再確認し水道事業に取り組む必要性及び今回の移管を将来の水行政の一元化の端緒とする必要性に対する国土交通大臣の所見
- （9） 地方自治体では担当の一元化が進んでいることを踏まえ、国も上水道の移管に併せ浄化槽を含めて一元化する必要性に対する国土交通大臣の見解

馬場雄基君（立憲）

- （1） 水道整備・管理行政の移管関係
- ア 今年度の厚生労働省の水道関係の予算及び組織体制並びに業務を移管するに当たって国土交通省及び環境省が担う部分についての予算の内訳
 - イ 国土交通省及び環境省における来年度の水道関係の予算及び組織体制についての考え方
- （2） 水質管理関係
- ア 多摩地域における住民の血液からPFAS（有機フッ素化合物の総称）が高濃度で検出されたとの報道の真偽

- イ 住民の不安解消のために政府がこれから取り組む具体策
- ウ P F A S の使用を規制する必要性
- エ P F O S (有機フッ素化合物の一種) 及び P F O A (同) を水質管理目標値から水質基準項目へと位置付けを引き上げる必要性
- (3) P F A S を含む消火剤の在庫については使用の禁止や切替えを行う必要性
- (4) 水道事業の経営関係
 - ア 水道事業の経営基盤強化のため都市から厳しい状況にある地方に向け資金を循環させる仕組みをつくる必要性
 - イ 水道事業における海外企業を含む参入民間企業に対する管理の在り方及び海外企業が参入している現状に対する厚生労働大臣の所見

一谷勇一郎君 (維新)

水道整備・管理行政の移管関係

- ア 人口減少下における水道事業の持続可能性についての厚生労働大臣の見解
- イ 移管後の水道整備・管理行政に対する国土交通大臣の意気込み
- ウ 水道施設の維持管理費を抑える方策
- エ 水道事業におけるアセットマネジメント計画の進捗状況
- オ 現在の水道料金は適切であるかについての所見
- カ 水道施設を維持する観点からコンパクトシティを進めることに対する国土交通大臣の見解
- キ 小規模循環型のシステムを水道インフラの一部と認めて導入することについての政府の見解
- ク 日本の水道事業技術の海外展開を進める必要性に対する厚生労働大臣の見解

田中健君 (国民)

水道整備・管理行政の移管関係

- ア 国土交通省における水道行政の位置付けについての国土交通大臣の見解
- イ 上下水道事業における P P P 及び P F I 活用の促進策
- ウ 汚水処理についても一元化する必要性に関する国土交通大臣の見解
- エ 水行政の一元化に向けた現状の課題についての国土交通大臣の見解
- オ 地方公共団体における上下水道事業の一体運用の進捗状況及び利点・留意点

高橋千鶴子君 (共産)

水道整備・管理行政の移管関係

- ア 厚生労働省において水道事業を担当する職員の人数並びに感染症対策部に移る人数、国土交通省及び環境省に出向する職員の人数
- イ 厚生労働行政のスリム化の観点からは厚生労働省を厚生分野と労働分野に分割する必要性及び感染症対策強化のための増員の必要性に対する厚生労働大臣の見解
- ウ 水道事業の移管後も水道法第1条の公衆衛生の向上に寄与する旨の目的規定の意義に変更がないことの確認及び同条の執行責任を担う省庁
- エ 水道料金を値上げした事業者数
- オ 水道事業の移管が水道料金に及ぼす影響

福島伸享君 (有志)

水道整備・管理行政の移管関係

- ア これまで水道整備及び管理行政を担ってきた厚生労働省職員のキャリア及び専門性
- イ 厚生労働省設置法第3条の任務のうち水道に関する事務が該当する事項
- ウ 環境省設置法第3条の任務のうち水道水等に関する水質の保全及び衛生上の措置の事務が該当する事項
- エ 厚生労働省所管の水道事業を国土交通省と環境省とに分けて移管する理由
- オ 環境省における水道水の水質基準に関する知見の有無
- カ 水道事業移管後も厚生労働省が感染症対策の観点から関与する必要性についての厚生労働大臣の見解